政令第九十一号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十条第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第百八十五条中「企画調整課」を「調達企画課」に、「品質管理課」を「企業調査課」に改める。

第百八十六条第六号中「（調査研究室の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第百八十九条（見出しを含む。）中「企画調整課」を「調達企画課」に改め、同条第一号中「こと」の下に「（原価管理課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関する業務の総括に関すること。

五　調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関する業務の総括に関すること。

第百八十九条に次の一号を加える。

八　装備品等の標準化の促進に関すること。

第百九十条第二号中「及び原価監査に関する共通的な事項の調査」を「に関し必要な共通的な情報の収集及び基準の設定」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第三十条第一項第一号に規定する指針（経費に関する指針に限る。）の作成に関すること。

第百九十一条（見出しを含む。）中「品質管理課」を「企業調査課」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　調達に関する原価計算に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。

三　調達に関する原価計算に関し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。

四　調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

第百九十二条中第十号及び第十一号を削り、第九号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　電波器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第百九十三条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　通信器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　通信器材等及び通信器材等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第百九十四条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　誘導武器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　誘導武器等及び誘導武器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第百九十五条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　需品等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第百九十六条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　武器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　武器等及び武器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第百九十七条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　機械車両等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　機械車両等及び機械車両等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第百九十八条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　船舶等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第百九十九条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　航空機用機器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第二百条中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　航空機機体等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　航空機機体等及び航空機機体等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第二百一条中「第五号まで及び第八号」を「第四号まで、第七号及び第十号」に改め、同条第十号及び第十一号を削り、同条第九号を同条第十一号とし、同条第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「原価管理課」の下に「及び企業調査課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

第二百三条第三号を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、海上自衛隊第一術科学校若しくは航空教育隊」を削る。

別表第五爆発物取扱作業等手当の項中「作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき百十円（防衛大臣の定める作業にあつては、一日につき五千二百円」を「作業一日につき一万四百円」に、「定める額）」を「定める額」に改め、同表移動警戒作業手当の項を次のように改める。